

香川県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成30年3月23日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第3号

香川県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則

香川県青少年保護育成条例施行規則（昭和27年香川県規則第37号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第15条 条例第17条の4第1項に規定する<u>フィルタリングサービス</u>を利用しない旨の申出をすることがやむを得ないと認められる理由として規則で定める理由は、次に掲げる理由とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 保護者が、その保護する青少年の<u>携帯電話端末等</u>（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。第5項において「法」という。）第2条第7項に規定する携帯電話端末等をいう。第4項第1号において同じ。）からのインターネットの利用の状況を適切に把握すること等により、当該青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴することがないようにすること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>フィルタリングサービス</u>を利用しない旨の申出をすることがやむを得ないと認められる理由として知事が定めるもの</p> <p>2 <u>条例第17条の4第1項に規定するフィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をすることがやむを得ないと認められる理由として規則で定める理由は、次に掲げる理由とする。</u></p> <p>(1) <u>前項各号に掲げる理由</u></p> <p>(2) <u>保護者が、自己の責任において適切にフィルタリング有効化措置を行うこと。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 <u>条例第17条の4第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>青少年が携帯電話端末等からインターネットを不適切に利用することにより、犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあるこ</u></p>	<p>第15条 条例第17条の4第1項に規定する規則で定める理由は、次に掲げる理由とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 保護者が、その保護する青少年の<u>携帯電話端末又はPHS端末</u>からのインターネットの利用の状況を適切に把握すること等により、当該青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴することがないようにすること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>フィルタリングサービス</u>を利用しないことがやむを得ないと認められる理由として知事が定めるもの</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>条例第17条の4第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより、青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴する機会が生ずること。</u></p> <p>(2) <u>青少年が携帯電話端末又はPHS端末からインターネットを不適切に利用することにより、犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるお</u></p>

と。

(2) 保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときには第1項各号に、フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときには第2項各号にそれぞれ掲げるいずれかの理由が必要であること及び条例第17条の4第1項に規定する書面の提出が必要であること。

5 条例第17条の4第3項の規定による保存は、役務提供契約（法第13条第1項に規定する役務提供契約をいう。以下この項において同じ。）が終了する日又は当該役務提供契約に係る青少年が満18歳に達する日のいずれか早い日までの間、行わなければならない。

6 条例第17条の4第4項に規定する規則で定める者は、前項に定める期間における青少年の保護者とする。

それがあること。

(3) 携帯電話インターネット事業者が提供するフィルタリングサービスの内容

(4) 保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときには、第1項各号に掲げるいずれかの理由が必要であること及び条例第17条の4第1項に規定する書面の提出が必要であること。

4 条例第17条の4第4項に規定する規則で定める日は、青少年携帯電話インターネット契約に係る青少年が満18歳に達する日とする。

5 条例第17条の4第4項に規定する規則で定める事項は、第1項各号に掲げる理由及び第2項各号に掲げる事項とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。